

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍熊本県熊本市中央区辛島町八番地二九、最後の住所三重県津市白山町佐田一〇一三番地 被相続人 亡 徳川 誠也

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年五月二十五日

三重県四日市市鶴の森一丁目三番二二三号 四日市中央通りビル七〇三三 北勢綜合法律事務所

相続財産清算人 弁護士 小島 健史

相続債権者受遺者への請求申出の催告
本籍三重県鈴鹿市徳居町二〇五二番地、最後の住所本籍に同じ 被相続人 亡 川村 聡
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年五月二十五日

三重県亀山市本町三丁目九番二二二 相続財産清算人 司法書士 岡村 光洋

相続債権者受遺者への請求申出の催告
本籍滋賀県大津市伊香立上在地町二〇八番地、最後の住所滋賀県大津市伊香立上在地町二〇八番地 被相続人 亡 西 陽子
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、令和八年七月二十八日まで請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年五月二十五日

滋賀県大津市皇子が丘三丁目二番二九号 一階 大津京法律事務所

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍京都府京都市北区衣笠大祇町二六番地、最後の住所京都市右京区太秦森ヶ東町五一番地 被相続人 亡 清水 美子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年五月二十五日

京都市中京区寺町通御池下ル下本能寺前町五〇〇番地の一 中信御池ビル五階 富士パートナーズ法律事務所

相続財産清算人 弁護士 関 理子

相続債権者受遺者への請求申出の催告
本籍広島県福山市田尻町八七七番地三、最後の住所広島県福山市春日町六丁目二七番三四号 被相続人 亡 来山 幸司

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、令和八年七月二十七日までに請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年五月二十五日 広島県福山市若松町一〇一五法友会館六階 法律事務所テオ

相続財産清算人 横山 隆

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍香川県丸亀市三条町二五九番地、最後の住所本籍に同じ 被相続人 亡 大塚 操

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年五月二十五日

事務所香川県高松市番町一丁目八番七号 相続財産清算人 司法書士 溝淵 正志

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍香川県仲多度郡多度津町家中七番、最後の住所香川県仲多度郡多度津町家中七番三一号 被相続人 亡 碓 阿讀

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年五月二十五日

香川県丸亀市大手町二丁目四番二四号 大手町ビル七階 田岡・佐藤法律事務所

相続財産清算人 弁護士 田岡 直博

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍熊本県山鹿市山鹿一三二三番地、最後の住所福岡県福岡市東区若宮三丁目一番二八号 被相続人 亡 赤星 龍也

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に、請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年五月二十五日

福岡県福岡市中央区赤坂一丁目一五番三三 号ダイアビル福岡赤坂四〇一 鴻和法律事務所

相続財産清算人 弁護士 岡 香織

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍愛媛県四国中央市三島中央五丁目一五〇五番地、最後の住所熊本県宇土市松原町二四三番地ケアプラザ宇土 被相続人 亡 鈴木 學

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年五月二十五日

熊本県菊池郡菊陽町原水一一五七―三―ブリーズ菊陽一〇四 衛藤二男法律事務所

不在者財産管理人による供託公告

家事事件手続法第百四十六条の二第一項及び第二項の規定により、次のとおり供託しました。

不在者 原田 祐典

住所 東京都八王子市大谷町五三三番地三

生年月日 昭和四十一年十月十四日

二 供託所 東京法務局府中支局

三 供託番号 令和八年度金第一一二号

四 供託金額 百二十三万四千八百二十円

五 裁判所 東京家庭裁判所立川支部

六 事件名 不在者財産管理人選任申立事件

七 事件番号 令和六年（家）第九五〇三四号

令和八年五月二十五日

東京都府中市住吉町一丁目七九番地の四 匠ビル二階 西東京きらり法律事務所

不在者財産管理人 弁護士 長谷川敬祐

第78期決算公告

令和8年5月25日

千葉県野田市野田339番地
株式会社千秋社
取締役社長 茂木七左衛門
貸借対照表の要旨 (令和8年2月28日現在) (単位:千円)

資産の部		負債及び純資産の部	
流動資産	4,258,665	流動負債	434,894
固定資産	6,144,113	固定負債	438,339
		負債合計	873,233
		株主資本	9,529,545
		資本剰余金	160,000
		利益剰余金	4,928
		利益準備金	4,928
		利益剰余金	9,913,101
		その他利益剰余金	40,000
		その他利益剰余金	9,873,101
		(うち当期純利益)	(748,602)
		自己株式	△548,484
		純資産合計	9,529,545
資産合計	10,402,778	負債・純資産合計	10,402,778

第38期決算公告

令和8年5月25日

茨城県東茨城郡茨城町長岡字矢頭3524番の2
茨城日野自動車株式会社
代表取締役 幡谷 浩史
貸借対照表の要旨 (令和8年3月31日現在) (単位:千円)

科 目		金 額	
流動資産	7,842,088	流動負債	4,932,254
固定資産	6,094,606	固定負債	217,657
		賞与引当金	94,473
		役員退職慰労引当金	93,934
		株主資本	8,909,967
		資本剰余金	50,000
		利益剰余金	50,000
		利益準備金	8,809,967
		その他利益剰余金	7,400
		その他利益剰余金	8,802,567
		(うち当期純利益)	(1,069,962)
資産合計	13,936,694	負債・純資産合計	13,936,694